旭川医科大学病院予防医学センター運営細則

（令和8年11月11日病院長裁定）

（趣旨）

第1条　この細則は、旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）第28条第5項の規定に基づき、旭川医科大学病院予防医学センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　センターは、予防医療の推進を通じて、疾病の予防、早期発見及び早期治療を図り、地域住民等の健康の保持増進に寄与するとともに、予防医学に関する教育及び研究の発展に貢献することを目的とする。

（業務）

第3条　センターは、次に掲げる業務を行う。

(1)　予防医学に関する教育及び研究に関すること。

(2)　予防医療に係る地域医療連携に関すること。

(3)　健診及び検診に関すること。

(4)　その他予防医学に関すること。

（職員）

第4条　センターに、センター長、副センター長その他必要な職員を置く。

2　センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営委員会）

第5条　センターの運営に関する重要事項を審議するため、本院に旭川医科大学病院予防医学センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

（雑則）

第6条　この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この細則は、令和8年12月1日から施行する。

2　この細則の施行後、最初に指名されるセンター長及び副センター長の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。

【制定理由】

予防医学センターの新設に伴い、運営に関する細則を整備するものである。